



令和元年6月7日
住宅局住宅生産課
住宅瑕疵担保対策室

**中間とりまとめの内容を踏まえ関係団体・保険法人からヒアリングを行います
～「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会（第5回）」
の開催～**

国土交通省は6月11日、第5回検討会を開催します。今回は、3月に公表した本検討会の中間とりまとめの内容を踏まえ、関係団体及び住宅瑕疵担保責任保険法人からヒアリングを行います。

住宅瑕疵担保履行法の完全施行から2019年10月に10年が経過します。この10年で得られる住宅瑕疵保険の実績など各種データや、ストック活用型社会への転換による既存住宅流通・リフォーム市場の重要性の向上といった市場環境の変化を踏まえ、住宅瑕疵担保履行制度の検証を行う必要があることから、平成30年7月に検討会を設置しました。

検討会では、現状における課題を整理し、よりよい制度の展開を目指して議論を進めています。

1. 日時：令和元年6月11日（火）10：00～12：30
2. 場所：経済産業省別館11階 1111会議室（千代田区霞が関1-3-1）
3. 委員：別紙のとおり
4. 議事：（1）関係団体・保険法人からのヒアリング
（2）報告事項
（3）その他
5. 取材
 - ・ 検討会は公開にて行いますが、カメラ撮りは冒頭のみ（議事開始前まで）とさせていただきます。
 - ・ 傍聴を希望される方は、6月10日（月）15：00までに下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。なお、会場の都合上、座席に限りがありますので、予めご了承下さい。
 - ・ 当日は名刺等の氏名・ご所属がわかるものをご持参下さい。
6. その他
 - ・ 配付資料、議事概要は、後日、国土交通省ホームページに掲載します。
 - ・ これまでの配布資料等については、以下のURLをご参照下さい。
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000159.html

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 大久保、田中

電話：03-5253-8111（内線 39415、39444） 直通：03-5253-8942 FAX：03-5253-1629